

関東地方の普通地方公共団体(都道府県)である申立人が、原発事故の関連で支出した①食品衛生法に基づく放射性物質検査に関する費用(申立人請求額1,334,610円)、②廃棄物処理事業に係る追加的費用(同338,100円)、③申立人が東京電力株式会社に代わって負担した費用(同3,684,525円)、④空間線量検査費用(同406,434円)、⑤学校等屋外プール水に係る検査費用(同236,250円)、⑥観光業者に対する支援に関する費用(同85,095,405円)、⑦その他の費用(同7,117,411円)について、地震や津波の影響等も踏まえた上で、相当な範囲で損害が賠償された事例。

平成〇〇年(東)第〇号

申立人 X(都道府県)

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)につき、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人と申立人は、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | | |
|---|------|------------------------------|------------|
| 1 | 損害項目 | 食品衛生法に基づく検査費用 | 30万0000円 |
| | 期間 | 自 平成23年10月1日
至 平成24年4月30日 | |
| 2 | 損害項目 | 廃棄物処理事業に係る追加的費用 | 33万0000円 |
| | 期間 | 自 平成24年1月20日
至 平成24年5月7日 | |
| 3 | 損害項目 | 申立人が東京電力株式会社に代わって負担した費用 | 360万0000円 |
| | 期間 | 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日 | |
| 4 | 損害項目 | 空間線量検査費用 | 28万0000円 |
| | 期間 | 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日 | |
| 5 | 損害項目 | 学校等屋外プール水に係る検査費用 | 23万0000円 |
| | 期間 | 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日 | |
| 6 | 損害項目 | 観光業者への支援のために負担した費用 | 4256万7479円 |
| | 期間 | 自 平成23年4月1日
至 平成24年5月31日 | |

7 損害項目 その他の費用 40万0000円

期 間 自 平成23年 7月 1日

至 平成23年 8月31日

第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害に係る賠償金として金4770万7479円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年1月19日

(仲介委員 緑川由香、同 石原弘隆)